

27 壱財第52号
平成27年4月30日

土木業者 各位

壱岐市長
白川 博一
(公印省略)

壱岐市建設工事成績評定要領等の改正について
(通知)

時下、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、平成24年4月から本格実施を行ってまいります工事成績評定は、すでに3年経過し、成熟化を図る時期になったと思われまます。

そこで、今後の建設工事に伴う事務執行や、法令等の見直しにより、下記のとおり運用を改正します。

記

1. 工事成績評定対象

(現行)

(平成27年4月1日以降起工)

請負金額 1,000 万円以上 → 請負金額 500 万円以上

上記に伴い、「壱岐市建設工事成績評定要領」を改正します。

また、「工事成績評定の概要」もチェックリスト等改正しております。

詳細は、壱岐市ホームページ→市政情報→入札・契約→入札・契約関係様式集→工事成績評定関係様式をご参照下さい。

なお、今後「壱岐市建設工事入札制度合理化対策要綱」を改正し、成績評定点を主観的審査事項の加算対象とする予定ですので、「工事成績評定通知書」は大切に保管して下さい。

2. 優秀工事及び現場技術者の表彰制度導入

壱岐市内業者の技術の向上を目指すため、模範となる工事及び現場技術者を表彰する制度を平成28年度に導入します。

内容は、各課で前年度に完成した工事の成績評定の評定点が75点以上か

つ上位10位内のうち、課長が1～2工事を推薦し、指名委員会が最終的に選定した後、市長が表彰する制度です。

よって、本年度竣工検査を行う工事から対象となります。

3. 施工体制台帳

長崎県建設工事共通仕様書の改正に伴い、壱岐市も下記のとおり準じることとします。

(現行)

下請負契約の請負代金総額が3000万円以上の場合、作成し、監督職員に提出

(平成27年4月1日以降起工)

下請負契約の請負代金総額に関わらず、全て提出

※なにかご不明な点がございましたら下記までご連絡下さい。

担当：財政課 契約班 渡野・後藤（電話48-1111）

建設課 土木班 山内 （電話42-1111）